

除雪オペレーター資格取得助成金交付要綱

(令和8年8月1日制定)

(事業の目的)

第1条 当事業は、高齢化の進行及び担い手不足により将来的な除雪オペレーターの不足が懸念されていることから、除雪オペレーターの確保を図るため、除排雪業務を受注する事業者（以下「事業者」という。）を対象に、除雪オペレーターに必要な資格取得に係る費用の助成を行い、持続可能な除排雪体制を確保していくことを目的とする。

(事業の内容)

第2条 公益財団法人青森県建設技術センター（以下「センター」という。）は、青森県の施策である青森県除雪オペレーター育成支援事業費補助金を受けて、事業者が新たに除雪オペレーターに必要な免許取得費用及び講習会費用（以下「助成対象経費」という。）を負担した場合、その費用の一部を助成し支援するものである。ただし、他機関より助成を受けている場合は助成の対象としない。

(助成対象者等)

第3条 第1条の事業者とは次に掲げる者とする。

(1) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号）第8条の青森県有資格建設業者名簿に記載されている者のうち、助成金の交付に係る年度から過去5年以内において青森県が発注した道路除排雪作業委託を受託していた者

(2) (1)の者との間に下請承認を得ていた者

2 前条の免許とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項に規定する大型免許及び大型特殊免許(以下「大型免許等」という。)をいう。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は別表1のとおりとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、別表1のとおりとし、1名当たりの上限額は180,000 円とする。

2 助成金の額は千円単位とし、単位未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとする。

(助成の申請)

第6条 助成を申請する者（以下「申請者」という。）は、当年度の募集開始日から12月20日までの間に、除雪オペレーター資格取得助成金交付申請書（第1号様式）に資格取得者ごとの助成額等内訳（第10号様式）を添付してセンターに提出するものとする。

(助成の決定)

第7条 理事長は、前条による除雪オペレーター資格取得助成金（以下「資格取得助成金」という。）の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、各年度の予算の範囲内において交付の可否を決定する。

2 理事長は、前項の決定を行ったときは、資格取得助成金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

3 前項の規定による交付の決定の通知を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、事業を中止し、又は廃止する場合は、資格取得助成金中止（廃止）申請書（第3号様式）をセンターに提出して、その承認を受けること。

4 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合において、速やかにセンターにその旨を報告してその指示を受けること。

- 5 助成事業者は、資格取得助成金の交付に係る書類、帳簿等を備え付け、助成金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管するものとする。
- 6 助成事業者は、助成対象経費により大型免許等を取得し、又は講習会を受講した助成事業者の従業員が、交付年度又はその翌年度から起算して3年間、当該助成事業者が実施する県管理道路（青森県県土整備部が管理する道路をいう。以下同じ。））の除雪作業（大型免許等を要する作業に限る。以下同じ。）に従事させなければならない。
- 7 助成事業者は、前号の事実を証明するため、各年度において、県管理道路における除雪業務に当該従業員が従事したことを、資格取得助成金除雪業務従事報告書（第9号様式）により、当年度の3月20日までにセンターに報告しなければならない。

（変更）

第8条 助成事業者は、交付の決定の通知を受けた後、交付決定に変更が生じたときは速やかに資格取得助成金変更交付申請書（第4号様式）に資格取得者ごとの助成額等内訳（第10号様式）を添付して提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の協議の内容が適正であると認めたときは、その承認をするものとし、資格取得助成金変更交付（不交付）決定通知書（第5号様式）」により、助成事業者に通知する。

（実績報告）

第9条 助成事業者は、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度4月7日のいずれか早い時期までに、資格取得助成金完了実績報告書（第6号様式）に資格取得者ごとの助成額等内訳（第10号様式）を添付してセンターに提出するものとする。

（助成金の額の確定等）

第10条 理事長は、前条の報告を受けたときは、その実績が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定する。

- 2 理事長は、前項に係る助成金の確定額を「資格取得助成金確定通知書（第7号様式）」により、助成事業者に通知する。

（助成金の請求）

第11条 助成事業者は、前条の助成額の確定後、資格取得助成金請求書（第8号様式）をセンターに提出して助成金を請求することができる。

- 2 理事長は、前項の資格取得助成金請求書を受理したときは、指定された口座に資格取得助成金を振込むものとする。

（助成の決定の取消し及び助成金の返還）

第12条 助成事業者が助成金を他の用途へ使用する等その助成対象経費に関して助成の交付決定の内容及びこれに付した第7条に規定する助成の条件に違反したときは、助成金を交付した年度に限らず助成の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、その返還を求めることができる。

- 2 第7条第5項の規定については、やむを得ない理由により従事できない場合は、協議により返還の有無を決定する。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

区分	助成対象経費	助成金の額
(1) 免許取得費用	助成の交付に係る年度の間（以下「対象期間」という。）に、対象期間の初日時点で 55 歳以下の従業員に大型免許等を取得させるための以下の経費 ① 入学金 ② 適性検査料 ③ 学科教習料 ④ 技能教習料 ⑤ 特例教習料 ⑥ 効果測定料 ⑦ 教材費 ⑧ 写真費 ⑨ 検定料	助成対象経費の 2 分の 1 に相当する額の合計額（千円未満を切り捨てるものとする。）
(2) 講習会受講費用	対象期間に、対象期間の初日時点で 55 歳以下の従業員に技能講習（青森労働局長登録教習機関が開催する車両系建設機械運転技能講習をいう。）及び除雪講習会（（一社）日本建設機械施工協会東北支部が主催する除雪講習会をいう。以下同じ）を受講させるための以下の経費。 ① 受講費 ② テキスト代	

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

公益財団法人青森県建設技術センター

理 事 長 殿

申 請 者

住 所

名 称

代表者氏名

㊞

(担当者)

所属

氏名

連絡先 TEL

Eメール

除雪オペレーター資格取得助成金交付申請書

除雪オペレーター資格取得助成金の交付を受けたいので、公益財団法人青森県建設技術センターが定める除雪オペレーター資格取得助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 資格取得者氏名・生年月日(年齢)

※複数人の場合は、資格取得者ごとの助成額等内訳(様式10)に記載すること。

2 助 成 金 申 請 額 金 円

内訳は資格取得者ごとの助成額等内訳(様式10)のとおり

留意事項

- (1) 年齢は助成対象年度の初日時点における年齢を記載すること。
- (2) 申請者の従業員が、県内の事業所に所属し、又は勤務していることが確認できる書類を添付すること(雇用証明書、雇用保険資格通知、在籍証明書 など)
- (3) 助成対象金額の根拠がわかる資料を添付すること。(自動車学校の料金表、見積書等)
- (4) 過去5年以内において実施した青森県の道路除排雪作業委託の契約書の写し(1年分のみ)を添付すること。

青 建 技 第 号
年 月 日

殿

公益財団法人青森県建設技術センター

理 事 長

除雪オペレーター資格取得助成金 交 付 決定通知書
不交付

年 月 日付けで申請のあった除雪オペレーター資格取得助成金について、
(交付・不交付) を決定したので通知します。

記

1 交付決定金額 金 _____ 円

第3号様式(第7条関係)

年 月 日

公益財団法人青森県建設技術センター

理 事 長 殿

助成事業者

住 所

名 称

代表者氏名

印

除雪オペレーター資格取得助成金中止（廃止）申請書

年 月 日付け青建技第 号で交付決定の通知を受けた助成金について、
下記のとおり中止（廃止）したいので、承認して下さいよう、除雪オペレーター資格取得助成
金交付要綱第7条第3項の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

第4号様式(第8条関係)

年 月 日

公益財団法人青森県建設技術センター
理 事 長 殿

助成事業者

住 所

名 称

代表者氏名

㊞

除雪オペレーター資格取得助成金変更交付申請書

年 月 日付け青建技第 号で交付決定の通知を受けた助成金について、
下記のとおり変更したいので、承認して下さいよう、除雪オペレーター資格取得助成金交付要
綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 変 更 の 内 容

2 変 更 の 理 由

3 変更後の申請額 金 円
変更前 (円)
変更額 (円)

内訳は資格取得者ごとの助成額等内訳(様式10)のとおり

添付書類

助成対象金額の明細がわかる資料を添付すること。(自動車学校の料金表、見積書等)

青 建 技 第 号
年 月 日

殿

公益財団法人青森県建設技術センター

理 事 長

除雪オペレーター資格取得助成金変更 交 付 決定通知書
不交付

年 月 日付けで申請のあった除雪オペレーター資格取得助成金の変更について、
(交付・不交付) を決定したので通知します。

記

1 変更後交付決定金額 金 _____ 円

第6号様式(第9条関係)

年 月 日

公益財団法人青森県建設技術センター

理 事 長

殿

助成事業者

住 所

名 称

代表者氏名

㊞

除雪オペレーター資格取得助成金完了実績報告書

年 月 日付け青建技第 号で交付決定の通知を受けた除雪オペレーターの資格取得が完了したので、除雪オペレーター資格取得助成金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業完了年月日

2 資格取得者氏名・生年月日(年齢)

※複数人の場合は、資格取得者ごとの助成額等内訳(様式10)に記載すること。

3 助成金精算額 金 円
(交付申請額) (金 円)

内訳は資格取得者ごとの助成額等内訳(様式10)のとおり

添 付 書 類

- (1) ☐ 事業者の従業員が取得した大型免許等の運転免許証の写し
- (2) ☐ 事業者の従業員が受講した講習会の受講証明書、修了証等の写し
- (3) ☐ 事業者が大型免許等の取得費用を自ら負担したことを確認できる書類
(助成事業者名の領収書、振込明細書 など)
- (4) ☐ 事業者が講習会の受講費用を自ら負担したことを確認できる書類
(助成事業者名の領収書、振込明細書 など)

※該当する項目に☑すること。

第7号様式(第10条関係)

青建技第 号
年 月 日

殿

公益財団法人青森県建設技術センター

理 事 長

除雪オペレーター資格取得助成金確定通知書

年 月 日付け青建技第 号で交付決定の通知をした除雪オペレーター資格取得助成金について、助成金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定金額 金 _____ 円
- 2 交付確定金額 金 _____ 円

年 月 日

公益財団法人青森県建設技術センター

理 事 長 殿

助成事業者

住 所

名 称

代表者氏名



除雪オペレーター資格取得助成金請求書

年 月 日付け青建技第 号で確定通知を受けた除雪オペレーター資格取得助成金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 請 求 金 額 金 円
- 3 振 込 口 座

金融機関	銀行 店		
1.普通	2.当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ 氏 名		

公益財団法人青森県建設技術センター

理 事 長 殿

助成事業者

住 所

名 称

代表者氏名

㊞

除雪オペレーター資格取得助成金に係る除排雪業務従事報告書

(○回目)

年 月 日付け青建技第 号で交付決定の通知を受けた助成金に係る資格取得者を、除排雪業務に従事させましたので、除雪オペレーター資格取得助成金交付要綱第7条第7項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 従事した年度
- 2 除排雪作業に従事させた資格取得者

氏 名

【記載要領】

- (1) 従事させた資格取得者が複数人いる場合には、まとめと記載してかまいません。
- (2) 対象者が多数いる場合で、別に一覧表を作成し添付する場合には、2の氏名・従事日には「別紙のとおり」と記載して下さい。

添付書類

各個人毎に除雪業務に従事したことが確認できる資料を添付してください。

※書類は、(1)年度別、月別に従事した実績(日単位)がわかる資料(様式任意)

(2)日報(1日分で可)、(3)写真(2枚程度)等とします。

第10号様式(第6条、第8条、第9条関係)

資 格 取 得 者 ご と の 助 成 額 等 内 訳

(1人目)

資格取得者氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)	
項 目	区 分	助成対象金額	助成率	助 成 金 交付申請額
免許取得費用	大型自動車免許		1/2	
	大型自動車特殊免許		1/2	
講習会受講費用	車両系建設機械運転 技能講習会		1/2	
	除雪講習会		1/2	
合 計 ①				
助 成 上 限 額 ②				180,000
助 成 金 申 請 額 (①と②いずれか低い方の額)				

※年齢は助成対象年度の4月1日における年齢を記載すること。

(2人目)

資格取得者氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)	
項 目	区 分	助成対象金額	助成率	助 成 金 交付申請額
免許取得費用	大型自動車免許		1/2	
	大型自動車特殊免許		1/2	
講習会受講費用	車両系建設機械運転 技能講習会		1/2	
	除雪講習会		1/2	
合 計 ①				
助 成 上 限 額 ②				180,000
助 成 金 申 請 額 (①と②いずれか低い方の額)				

※年齢は助成対象年度の4月1日における年齢を記載すること。

第10号様式(第6条、第8条、第9条関係)

資 格 取 得 者 ご と の 助 成 額 等 内 訳

(3人目)

資格取得者氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)	
項 目	区 分	助成対象金額	助成率	助 成 金 交付申請額
免許取得費用	大型自動車免許		1/2	
	大型自動車特殊免許		1/2	
講習会受講費用	車両系建設機械運転 技能講習会		1/2	
	除雪講習会		1/2	
合 計 ①				
助 成 上 限 額 ②				180,000
助 成 金 申 請 額 (①と②いずれか低い方の額)				

※年齢は助成対象年度の4月1日における年齢を記載すること。

(4人目)

資格取得者氏名		生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)	
項 目	区 分	助成対象金額	助成率	助 成 金 交付申請額
免許取得費用	大型自動車免許		1/2	
	大型自動車特殊免許		1/2	
講習会受講費用	車両系建設機械運転 技能講習会		1/2	
	除雪講習会		1/2	
合 計 ①				
助 成 上 限 額 ②				180,000
助 成 金 申 請 額 (①と②いずれか低い方の額)				

※年齢は助成対象年度の4月1日における年齢を記載すること。